

給与所得に係る特別徴収（給与から天引き）の場合 通知書イメージ

所得	給与収入				主たる給与以外 の各算 所得区分	農業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	譲渡所得
	給与所得 (所得金額調整控除後)									
	その他の所得計									
総所得金額①										

所得 控除	雑損				障・寡・ひ・勤			
	医療費				配偶者			
	社会保険料				配偶者特別			
	小規模企業共済				扶養			
	生命保険料				基礎			
	地震保険料				所得控除合計②			

〔摘要〕

定額減税額 市 円、県 円
定額減税控除外額 円

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

控除	扶養親族	該当区分	本人該当区分	繰越損失
	特同老16歳未満その他同特他本成年者特世寡ひとり親勤労学生配定老人			

税額	市民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
	県民税	均等割額⑦			
		税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
	森林環境税	所得割額⑥			
		均等割額⑦			
		特別徴収税額⑧			
	額	特別徴収税額⑨			
		控除不足額⑩			
		既充当・既委託納付額⑪			
		既納付額⑫			
		差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)			
	変更前	税額⑬			
		増減額(⑨-⑬)			
		変更月			
納付額	6月分			9月分	
	7月分			10月分	
	8月分			11月分	
納付額	12月分			3月分	
	1月分			4月分	
	2月分			5月分	

〔摘要〕欄の下に市民税と県民税、それぞれの「定額減税額」が記載されます。減税しきれなかった額がある場合は、「定額減税控除外額」として調整給付の対象となります。なお、給付は令和6年分の所得税額（推計）から定額減税しきれなかった額と合算し、1万円単位で切り上げたうえで給付されます。